

重要なお知らせ

2022年（令和4年）4月の診療報酬改定により、特定機能病院では、紹介状をお持ちではない患者さんに対し、以下の選定療養費の費用が変更になりました。

初診時選定療養費

● 紹介状を持参せずに受診された場合

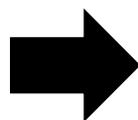
2022年9月30日まで

2022年10月1日から

医科

歯科

5500円 (税込)



7700円(税込)

増額分は診療報酬から減算

再診時選定療養費

● 「かかりつけ医」への紹介状を当院から申し出たが
引き続き当院にて診療を希望された再診患者さん

※診療の都度

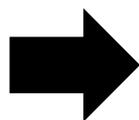
2022年9月30日まで

2022年10月1日から

医科

歯科

2750円 (税込)



3300円(税込)

増額分は診療報酬から減算

患者さまのご理解とご協力を宜しくお願い致します。

※以下の場合、初診時の選定療養費の負担はありません。

- ① 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
- ② 医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ③ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ④ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ⑤ 外来受診から継続して入院した患者
- ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
- ⑦ 治験協力者である患者
- ⑧ 災害により被害を受けた患者
- ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑩ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない）

※以下の場合、再診時の選定療養費の負担はありません。

- ① 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ② 外来受診から継続して入院した患者
- ③ 災害により被害を受けた患者
- ④ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑤ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない）